

入札公告

次のとおり一般競争入札の手続きを開始します。

令和 7 年 6 月 11 日

公益財団法人愛知県文化振興事業団
理 事 長 水 野 直 樹

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称
5 階収蔵庫 2 系統空調機（M－A C－4）冷温水コイル取替修繕
- (2) 調達案件の仕様等
「入札説明書」で示す仕様等とする。
- (3) 履行期間
令和 7 年 9 月 13 日から令和 7 年 11 月 30 日まで
- (4) 履行場所
愛知芸術文化センター（名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号）

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象業務の落札の決定までの過去 1 年間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 開札までの過去 1 年間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県会計局入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）の大分類「03：役務の提供等」、中分類「01：建物等各種施設管理」、小分類「02：機械設備保守点検」に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
公益財団法人愛知県文化振興事業団 総務部 経理・施設グループ
〒461－8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号
電話（052）955－5514
- (2) 入札説明書の配布期間及び場所
ア 配布期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 6 月 25 日（水）（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）までの午

前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記 2 に掲げる入札参加資格を有する者とする。

(4) 参加表明書の提出、場所及び方法

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 11 日(水)から令和 7 年 6 月 25 日(水)（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）までの午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

イ 提出場所

上記（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参又は、「特定記録」などの配達記録が残る手段による郵送により提出するものとし、電送によるものは受付けない。

(5) 業務内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付方法

令和 7 年 6 月 11 日(水)から令和 7 年 6 月 25 日(水)午後 5 時まで。

指定の様式による F A X での受付

イ 質問の回答日

令和 7 年 7 月 2 日(水)に F A X ですべての入札参加資格者に回答する。

詳細は、入札説明書による。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札及び開札の日時

令和 7 年 7 月 9 日(水)午後 2 時 30 分

イ 入札及び開札の場所

愛知芸術文化センター 7 階 会議室 3

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

ウ 提出方法

持参によるものとし、郵送及び電送によるものは受付けない。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。）第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければならない。ただし、公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第 152 条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免

除されたときは、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を契約締結日までに契約担当者に納めなければならない。

ただし、公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第 129 条の 3（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

(4) 入札の無効

公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第 153 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。